

ミカド卓球パーク

利用規約

2021年6月15日

施設利用規約

第1章 総則

第1条〔定義〕

本規約によって定める条項は「ミカド卓球パーク」として運営する卓球場の利用に関し適用されるものとする。また、株式会社ミカド交設（以下、『当社』という）が運営管理する『ミカド卓球パーク』（以下、『本施設』という）を利用する全ての者（以下、『利用者』という）は、本施設利用規約に関する事項を承諾の上、本施設を利用することを了承する。

第2条〔運営〕

本施設の運営は当社が行う。

第3条〔目的〕

本施設の目的は、「卓球を楽しく！人生を楽しく！」をテーマに、卓球における競技力の向上と心身の健全な発達や健康・体力の保持増進に重要な役割を果たすとともに、人々に夢や生きがいを与え、また人々の交流を促進し、地域の一体感の醸成や活性化に寄与し、併せて卓球の普及・発展に寄与することにある。

第2章 会員

第4条〔会員の種類〕

本施設の会員の種類は原則として下記の通りとする。

- S会員
- N会員

第5条〔会員の資格、条件〕

本施設の主旨に賛同し本施設が会員として適格であると認め、本施設規約に基づく契約を完了した方のみ会員と認める。但し、下記に該当する方は入会できない事とする。

- 結核病、心臓病、皮膚病、脳卒中、伝染病、精神病及びこれらに類する疾患を有する方。但し、心臓病及び高血圧に関して医師による運動許可がある場合、その限りではない。
- 暴力団関係者及び構成員、または会員の円滑な卓球ライフに支障を来す等、本施設が不適當と認めた方。
- 医師等により運動を禁止されている方。
- その他、本施設が不適格と認めた方。

第6条〔未成年者の入会〕

18歳未満の入会希望者は親権者の合意のうえ連名にて申し込むこととする。

第3章 諸手続

第7条〔入会手続〕

本施設の利用を希望する方は必ず所定の申込書により入会手続を行ない、本施設の承認を得るとともに所定の方法で必要諸費用を納入する。

第8条〔会員証〕

入会手続完了後、各会員に会員証を発行する。会員証は記名式とし、会員本人のみが使用できるものとする。会員証を紛失した場合は速やかに届け出なければならない。

第9条〔会員種類の変更〕

S会員が年会費の納入を行わない場合、本施設はその会員を自動的にN会員取扱いとする。

第4章 諸費用

第10条〔年会費〕

S会員は規定の年会費を納入しなければならない。年会費は前納制とし、当年度の第一利用日に当年度分の年会費を徴収する。支払われた年会費はいかなる事情があっても返金しない。

第11条〔諸費用の変更〕

本施設は会員の負担すべき諸費用を変更する事が出来る。

第5章 会員の権利及び義務

第12条〔責任事項〕

- 1.当社は、利用に際し生じた事故、障害、盗難、紛失等、人的・物的事故については一切責任を負わない。但し、当社に故意又は重大な過失があった場合はこの限りではない。
- 2.会員が施設の利用に際して自己の責に帰すべき理由により本施設又は第三者に損害を与えた場合速やかにその賠償の責に任ずるものとする。また、会員以外の施設利用者についても同様とする。

第13条〔変更事項〕

会員は住所、連絡先、その他入会申込書の記載事項に変更が生じた場合は速やかに本施設に届出なければならない。

第14条〔資格喪失〕

会員は次の場合、その資格を失う。

- 1.退会を申し出た時
- 2.除名処分を受けた時

第15条〔除名〕

本施設は次に掲げる各項の1つに該当する場合、会員を除名する事が出来るものとする。

- 1.施設の品位、名誉、信用などを著しく傷つけ、施設の秩序を乱した時。
- 2.会費、その他諸経費の納入を怠り、本施設により督促をうけてもなお指定の期日までに支払わない時。
- 3.本規約及び各会則に反した時。
- 4.故意に本施設、設備等を破損した時。
- 5.その他、除名処分を相当とする行為があり、本施設がそれを決議した時。

第6章 附則

第16条〔施設の使用の制限〕

本施設は試合・教室等の諸行事、施設の管理もしくはその他当社が必要と認めた場合には施設の全部または一部の利用を制限する事が出来る。

第17条〔休館日〕

本施設は原則として当社が定める休館日を有するものとする。その他、夏期休暇、年末年始などや特別な休館日については別にこれを定める。（教室においては別途休講日を定める）

第18条〔施設の休業・閉鎖〕

本施設は次の理由により施設の全部又は一部を休業あるいは閉鎖する事が出来る。

- 1.天災、事変等その他やむを得ない理由で施設利用が不可能な時。
- 2.施設の補修又は改修を行なう時。
- 3.法令の制定、改廃、行政指導による時。
- 4.社会情勢・経済状況に重大な理由がある時。

第19条〔入場の禁止及び退場〕

本施設は、以下の各項に該当する方の入場を禁止または退場を命じることが出来る。

- 1.本規約および本施設の諸規則を遵守しない者。
- 2.暴力団関係者と判断した者
- 3.医師等により運動を禁じられている者
- 4.伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- 5.飲酒等により正常の施設利用ができないと認められた者
- 6.物品販売をとまなう営業行為

7.宗教活動

8.本施設が会員としてふさわしくないと判断した者

第 20 条〔各種教室・レッスンの開催〕

本施設は会員の方を対象とした各種教室・レッスンを開催する事が出来る。

第 21 条〔施設の貸与〕

本施設の利用状況を判断したうえで会員あるいは会員以外の施設利用希望者に施設の一部を貸与し、その利用を認める事が出来る。

第 22 条〔解散〕

1.当社はやむを得ざる場合には本施設を解散させる事が出来る。この場合 3 ヶ月前に予告するものとする。

2.天災、事変、公権力の命令・強制その他の不可抗力により解散せざるを得ない場合には前項の予告期間を短縮する事が出来る。

第 23 条〔賠償責任〕

利用者には自己の責任において、本施設を利用することとし、スポーツ保険等には加入しないものとする。本施設の際に生じたケガ・盗難等の事故について当社は一切責任を負わないものとする。又会員または非会員は、自己の責に帰すべき原因により、本施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければならない。

本施設内で発生した紛失、盗難、障害その他事故について当社は一切の責任を負わないものとする。又会員または非会員は、自己の責に帰すべき原因により、本施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければならない。

親権者の同意を得た未成年者の会員は、当該会員の責に帰すべき原因による損害に対して親権者が連帯して賠償責任を果たさなければならない。

第 24 条〔細則〕

本規約に定めのない事項については別途細則により定める。

第 25 条〔利用規定〕

本施設は運営上必要と認められる事項については必要に応じて利用規定を定める事が出来る。

第 26 条〔規約改正〕

本規約の改正、変更は本施設が定めるところとしその諸則についても同様としその効力はすべての施設利用者におよぶものとする。

令和3年6月15日 制定・実施